

資料編

1 用語集

英数字

DMO（観光地域づくり法人）	Destination Management Organizationの略称。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。
MaaS（マース）	Mobility as a Serviceの略称。「マース」と呼ばれる。地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位で移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせることで検索・予約・決済等を一括で行うサービス。
MICE（マイス）	企業会議、報奨・招待旅行、学会・国際会議、展示会・見本市などのビジネスイベントの総称。
OTA（オンライン旅行会社）	Online Travel Agentの略称。インターネット上だけで取引を行う旅行会社。
SDGs（持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを宣誓。
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称であり、インターネットを介して不特定多数の人とつながりをつくるためのサービス。

あ行

伊豆半島ジオパーク	伊豆半島の地形を活かしたジオパークのこと。伊豆半島は、平成24年に日本ジオパークに認定され、平成30年にユネスコ世界ジオパークに認定された。
インクルーシブ観光（ユニバーサル観光）	年齢・障害・言語・文化等の多様性に配慮し、誰もが安心して楽しめる観光のこと。移動・情報・支払い・施設のバリアを減らす取組全般を含む。
インバウンド	外国人が日本へ訪れる旅行のこと。

か行

ガストロノミー	食文化そのものを資源と捉える考え方。地場産食材、郷土料理、食体験、作り手の物語等を通じて地域の価値を伝える観光のこと。
観光レクリエーション客数	静岡県内の観光施設（地点）、スポーツレクリエーション施設、行祭事及びイベント等への入場者・参加者数等を集計した数値。

さ行.....

下田市グローバル CITY プロジェクト	下田市が進める、世界とつながる開かれた人材・関係人口の循環を促す取組の総称。本計画の横断的方針と整合。
下田市 SURF CITY 構想	サーフィンを核に、暮らし・観光・コミュニティを結び付ける下田市の取組。体験造成や受入環境の磨き上げを含む。

た行.....

デジタルノマド	ICT を活用し、場所や時間に縛られずに働く人々。長期滞在・多拠点居住との親和性が高く、関係人口や平準化需要の創出に寄与する。
デフサーフィン	聴覚障害者を含む人々が楽しめるよう、手話や視覚的サイン、事前レクチャー等の工夫を取り入れたサーフィンの取組。

な行.....

二次交通	空港や鉄道駅などの交通拠点から目的地までのバスやタクシーなどの交通手段のこと。
ノマド	本来は遊牧民の意。転じて、固定的な勤務場所を持たず可動的に働く人々。デジタルノマドの広義概念として本計画では扱う。

ま行.....

マネタイズ（収益化）	商品・体験・コンテンツを収益に結び付けること。価格設計、販売導線の構築、ターゲット別のプラン造成等を含む。
マルチハビテーション（多拠点居住）	都市と地方など複数拠点を行き来して暮らすライフスタイル。

わ行.....

ワーケーション	ワーク（労働）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語であり、休暇の際にリゾート地等の遠隔地で、情報通信技術等を駆使して働くこと。
---------	---

2 「第3次下田市観光まちづくり推進計画」策定体制

本 部 会	下田市	下田市長	松木 正一郎
	(一社)下田市観光協会	会長	渡辺 一彦
	下田商工会議所	会頭	田中 豊
	富士伊豆農業協同組合	伊豆太陽地区本部副本部長	後藤 守宏
	伊豆漁業協同組合	代表理事組合長	加藤 紀久夫
	下田温泉旅館協同組合	理事長	奥居 麗
幹 事 会	(一社)下田市観光協会	事務局長	藤原 徹佳
	下田商工会議所	専務理事	石井 敏
	富士伊豆農業協同組合	地区営農販売課	野田 政哉
	伊豆漁業協同組合	総務統括課長兼下田支所長	津曲 真生
	静岡県賀茂地域局	次長兼地域課長	飯田 雅之
	伊豆急ホールディングス(株)	経営企画部地域共成課長	若色 祐二
	(株)東海バス	下田営業所所長	青木 守
	東日本旅客鉄道(株)	室長	黒川 真
	楽天グループ(株)	コマース&マーケティングカンパニー 地域創生事業共創事業推進部観光共創課観光共創コンサルティンググループ	箱井 彩佳
	(株)リクルート	じゃらんリサーチセンター	武藤 玄弥
	(株)JTB	伊豆箱根仕入販売センター 地域統括担当部長	澤井 義弘
	下田市	産業振興課課長	大原 清志
	下田市	生涯学習課課長	増山 順一郎
	下田市	企画課課長	平井 孝一
	下田市	建設課課長	佐々木 豊仁
下田市	観光交流課課長	田中 秀志	
事 務 局	下田市	観光交流課	

3 下田市観光まちづくり推進本部会則

○下田市観光まちづくり推進本部設置要綱

令和3年9月17日告示第122号

下田市観光まちづくり推進本部設置要綱

(設置)

第1条 下田市観光まちづくり推進計画の推進及び進捗管理を図ることを目的に、下田市観光まちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 下田市観光まちづくり推進計画の策定に関すること。
- (2) 下田市観光まちづくり推進計画の推進に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 委員は、次に掲げる職にある者を市長が委嘱する。

- (1) 下田市観光協会協会長
- (2) 下田商工会議所会頭
- (3) 富士伊豆農業協同組合伊豆太陽地区本部副本部長
- (4) 伊豆漁業協同組合代表理事組合長
- (5) 下田温泉旅館協同組合理事長

条沿革

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 会長は、第2条に掲げる事項に関し、調査及び検討を行うため、推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、観光交流課長をもって充てる。

4 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長が指名する幹事はその職務を代理する。

5 幹事は、次に掲げる者を市長が委嘱又は任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 専門的知識を有する者

(3) 商工又は観光関係団体に属する者

(4) 下田市職員のうち市長が指名する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

6 前条の規定は、幹事会の会議に準用する。この場合において、同条中「推進本部」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、観光交流課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日告示第20号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

発行日 令和8年3月
発行 静岡県下田市
企画・編集 下田市役所 観光交流課

〒415-8501 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号
TEL 0558-22-3913
FAX 0558-22-3910
e-mail kankou@city.shimoda.lg.jp
URL <http://www.city.shimoda.shizuoka.jp/>